

悪質商法の被害を防いで

大切な暮らしを守りましょう。



消費生活に関するご相談は…

あきる野市消費生活相談窓口 ☎042-558-1111

●相談日：毎週 月・木曜日 ●受付時間：9時～12時／13時～16時 ●場所：市役所1階市民相談室

東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155 ●月～土曜日（祝日、年末年始を除く）

消費者ホットライン ☎188 （イヤヤ！泣き寝入り） ●年末年始を除き毎日

こんなトラブルに気をつけて

「保険金で自己負担ゼロ」とダマして工事を契約

保険金を使って住宅修理

- 実際には保険の対象にならない工事を「保険金を使えば無料」と偽って契約させたり、「手続きサポート」代金として高額な手数料を請求してきます。



契約前に保険会社に確認、家族や相談窓口に相談!!

商品を勝手に送り付けて代金を請求する

送り付け商法

魚介類・
健康食品など

- 注文していない商品に対して支払いの義務はありません。



電話等で支払いを要求されても応じないこと

宝石などを強引に安い価格で買い取る

訪問購入(押し買い)

宝石・貴金属
着物など

- あれこれと理由をつけて訪問し、貴金属や着物などの高級品を、不当に安い価格で強引に買い取ります。



「無料で査定」などの言葉にダマされない!!

クーリング・オフができる取引

不安や悩み、人の弱みにつけ込んで勧誘

悪質商法・開運商法

- 不安や悩み、身内の不幸など、人の弱みにつけ込んで高額な祈祷や商品等を勧誘する商法です。
- 初回の格安な料金に惹かれ、気軽に鑑定や占いを申し込むと、不安感をあおられたり、長時間の勧誘を受けたりして、高額な契約をしてしまいかねません。



慌てて判断せずに、冷静に考えましょう。

「簡単で確実に儲かる」と誘ってくるけれど…

サイドビジネス商法

- 「在宅ワークで高収入」などの甘い言葉で勧誘し、資格取得のための教材費や登録料などの名目で高額なお金を要求してきます。



たとえ資格を取得しても収入には結びつかない

お金をもらえるどころか払わされる

当選金・支援金トラブル

- メール等で「当選金(支援金)が受け取れる」などとうたってサイトに誘導し、登録後に利用料金や手続き費用などとして高額なお金を請求してきます。



「〇〇円が当選した」などのメールは無視!!

注意

高齢者だけでなく**若者が**消費者トラブルに巻き込まれるケースが増えています。「必ず儲かる」といったウマい話やSNSやネット上の「今だけ」「お試し特価」などの広告を安易に信用しないようにしましょう。

もしものときは…

ターリング・オフ を活用しましょう。

訪問販売や電話勧誘販売などは、契約書などを受け取ってから一定期間内は、クーリング・オフで無条件で解約できます。



クリーリング・オフができる取引と期間

取引	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売 ※キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法では店舗契約を含む	8日間
電話勧誘販売	電話をかけたり、チラシなどで電話をかけさせて勧誘・契約	
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療	
訪問購入	店舗以外の場所で、貴金属などの物品を事業者が消費者から買い取る契約	
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法や多くのネットワークビジネス	20日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	

クーリング・オフの手続き方法 ハガキ、FAXまたはメールで手続きができます。

どの方法にも共通なクーリング・オフの基本事項

- クーリング・オフの書面等には、事業所が対象となる契約を特定するために必要な情報やクーリング・オフの通知を発した日を記載し、販売会社に通知します（右記参照）。
 - クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

ハガキの場合の注意点

- 送付する前にハガキの両面をコピーしましょう。
 - 「特定記録郵便」または「簡易書留」など、発信の記録が残る方法で送付し、コピーや送付の記録は一緒に保管しておきましょう。



FAX の場合の注意点

- 相手に届いたかを確認し、いつ送信したか、確認した相手の名前などを記録して保管しておきましょう。

メール の場合の注意点

- 送信済みメールやメールの送信画面のスクリーンショットなど、通知内容と通知した日付がわかるデータを保存しましょう。

クーリング・オフができない取引

- 自分でお店に行った場合 ●通信販売 ●自分で業者を自宅に呼んだ場合 ●自動車…など

※ただし、これらの取引でもクーリング・オフ可能な場合もあります。詳しくは消費生活相談窓口にご相談ください。

契約解除通知書	
契約年月日	○○○○○年○月○日
商品名	○○○○○
契約金額	○○○○○円
販売会社名	○○○○株式会社
担当者	△△△△氏
右記の契約は解除します。	
支払済みの代金○○○○円を返金し、	
商品を引き取ってください。	
○○○○年○月○○日	
あきる野市○○○○	
氏名○○○○	

若者も危ない!!

インターネットの落とし穴

「無料」と書いてあっても、アイテムなどは有料!!

課金トラブル

オンラインゲーム
スマホアプリなど

- ゲームのアイテムなど、1つ1つが安くても、気軽に買っていると大金を支払うことになります。



「ゲーム内のポイント=お金」という事を忘れない!!

保護者の方へ

- 子どもが勝手に課金してしまうケースが多く、親のクレジットカードを使って何十万円もの課金を行った事例もあります。

子どもが勝手に使えないよう、
クレジットカードはしっかりと管理しましょう。

- また、

子どもが使うスマホ・タブレットには
ペアレンタルコントロールを設定しましょう。

- ペアレンタルコントロールを設定すると、アプリの利用制限のほか、Webサイトの閲覧制限なども行えます。
- 設定のための様々なサービスが提供されていますので、販売店等に問い合わせてみましょう。

「無料試聴期間」の後、自動的に有料に…

ネット配信トラブル

動画配信
音楽配信など

- 「無料期間」終了後に動画や音楽が視聴できている場合、契約が自動更新されて有料に切り替わっている可能性があります。



「自動更新しない」手続きを忘れずに!!

突然「ウイルスに感染した」という警告が…

偽セキュリティソフト

- ウソの警告で偽セキュリティソフトをダウンロードさせます。※パソコンから警告音が鳴ることも



ランサムウェア 身代金要求型ウイルス

- パソコンやスマホ等を使用不能にするウイルスに感染させ、そのウイルスの駆除ソフトと引換にお金を要求してきます。



メールの添付ファイルをむやみに開かない!!

サイト上のファイルをむやみにダウンロードしない!!

お金を請求された場合は支払わずに相談を!!

「お試し」のつもりで申し込んだのに…

定期購入(お試し商法)

健康食品
ダイエット商品など

- ネットの通信販売やテレビショッピングで「お試し特価」などの安い価格が表示されていても、実は定期購入が条件になっている場合があります。解約までに支払う総額を確認しましょう。



契約の際は契約内容や解約条件をよく確認!!

★私たちの生活と切り離すことのできないインターネットですが、詐欺や悪質商法も多く存在しています。

★また、未成年者が様々な事件・トラブルに巻き込まれる事例も後を絶ちません。

★インターネットに潜む危険性について正しく理解して、これらの被害を未然に防ぎましょう。

「絶対もうかる」等の言葉で「情報」を販売

情報商材商法

- SNS等を使って「簡単に儲かる方法」があると宣伝し、入会金や情報料等の名目でお金をだまし取ります。



購入した情報に従っても収入には結びつかない!!

モノなしマルチ商法

SNSで
勧誘

- 暗号資産や海外事業への投資など「商品」の無いマルチ商法が増加しています。
- SNSを使ってセミナー等へ説明、「人に紹介すれば簡単に高報酬を得られる」と勧誘してきます。
- 「お金がない」と断っても「すぐに元が取れるから」と借錢を勧めてきます。



たとえ友人からの勧誘でもキッパリ断る!!

あの大手有名企業から警告のメールが…

フィッシング詐欺

- 「クレジットカードが不正使用されている」等のメールで、有名企業そっくりに偽装したウェブサイトに誘導し、カード番号等を聞き出して悪用します。



大手企業の名前だけを見て信用しない!!

..... クーリング・オフができる取引

便利だけれどトラブルも自己責任

ネット通販トラブル

通販サイト
通販アプリなど

- 操作に不慣れな利用者による、大量注文や同じ商品を繰り返し注文する等のトラブルが増加しています。



「注文確定」前に、もう一度よく確認!!

より安く買えるけど、悪質な利用者も…

個人間取引トラブル

ネットオークション
フリマアプリなど

- 届いた商品が写真と違う、商品が届かない、出品者と連絡がつかないなど、さまざまなトラブルが発生しています。



利用する際は慎重に!!

フィッシングやスパムアプリなど手口は様々

ID&パスワード盗用

- オンラインゲームや登録制サイトのIDとパスワードを他人に知られてしまうと、不正にアクセスされたり、勝手に買い物をされたりする危険があります。



IDとパスワードの入力を求めるサイト・アプリには要注意!!

お気軽にご相談ください

消費生活相談窓口では、専門的な知識と経験を持つ相談員が、問題解決のための助言やあっせん等を行っています。

自主交渉 の助言

- 自主交渉で解決できるよう、解決のための方法を助言します。



あっせん

- 自主交渉が困難な場合、消費者と事業者の間に入って話し合いの調整をします。



情報提供

- 消費者からの問合せに対し情報提供を行います。
- 専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を案内します。



相談する前に、相談メモを作っておくと便利です!

(契約書や領収書などの書類があれば手元に用意しましょう。相談をスムーズに進められます。)

①	契約(購入)した商品・サービス	
②	契約をした事業者名	
③	契約年月日	年 月 日 時頃
④	契約金額	円
⑤	支払状況	<input type="checkbox"/> 全額支払済み <input type="checkbox"/> 一部支払済み <input type="checkbox"/> 未払
⑥	支払方法	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> ローン <input type="checkbox"/> 振込 (銀行・コンビニ) <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦	契約をしたきっかけ・購入方法	<input type="checkbox"/> 自分から店舗に行った <input type="checkbox"/> 販売員が訪問 <input type="checkbox"/> 電話で勧誘 <input type="checkbox"/> 通信販売 (ネット・TV・カタログ・その他) <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 友人・知人等からの紹介 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑧	商品・サービスの状況	<input type="checkbox"/> 受領済み <input type="checkbox"/> 未受領 <input type="checkbox"/> 使用済み <input type="checkbox"/> 未使用 <input type="checkbox"/> サービスを受けた <input type="checkbox"/> サービスを受けていない <input type="checkbox"/> 工事等完了 <input type="checkbox"/> 工事等作業中 <input type="checkbox"/> 工事等作業前 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑨	契約書等の有無	<input type="checkbox"/> 申込書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 領収証 <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> その他 ()